

氏 名	わた なべ てつ や 渡 邊 徹 也
学位(専攻分野)	博 士 (法 学)
学位記番号	法 博 第 33 号
学位授与の日付	平成 12 年 5 月 23 日
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 1 項該当
研究科・専攻	法学研究科公法専攻
学位論文題目	企業取引と租税回避

論文調査委員 (主 査)
教授 岡村 忠生 教授 芝池 義一 教授 岡村 周一

論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、法人企業が行う租税回避行為に関するイギリス法およびアメリカ法の発展と現状を明らかにした上で、これを日本の税法に関する解釈論、立法論に投影し、企業活動に税法ができるだけ干渉すべきでないとする課税の中立性を重視する立場から、租税回避行為に対する規制のあり方を論じたものである。

本論文は、第一章および第二章の部分と、第三章から第五章までの部分に、大きく分けられる。

第一章および第二章は、イギリスの裁判所が適用してきた租税回避行為に対する否認原則を題材としている部分であるが、同時に、租税回避に関する総論的部分と位置づけられる。この部分では、冒頭で、日本において租税回避行為に対してしばしば援用される一般原則である実質主義に関して、法実質主義と経済実質主義という相対立する二つの見解が提示される。法実質主義とは、真正な私法上の法律関係を基礎として課税関係を判断すべきであるとする考え方であり、経済実質主義とは、課税を法的な形式ではなく経済的な効果に基づいて行うべきであるとする考え方であるとされる。そして論文は、こうした実質主義に関する対立は、日本と同様、租税回避に対して一般的否認規定を持たないイギリスにおいても存在すると述べ、租税回避行為への対処において、いずれの実質主義を採るべきか、真正な法律関係と経済効果の両者をどのように評価して行くべきかという問題意識が提示される。

第一章はまず、租税回避に関する古典的な判例とされる Westminster 貴族院判決を取り上げながら、イギリスの裁判所における租税回避への伝統的対応について分析し、それは厳格な法実質主義に基づく対応、すなわち、当事者の意図した通りの法律行為が真正に成立している限り、課税上もそれを認めるとする方法であったとする。論文は次に、1970年代に至ると、複雑で用意周到な租税回避行為が多発するようになり、Westminster 判決の下では充分に対処しきれなくなってきた状況を示す。そして、そうした租税回避行為の多くが法人と支配株主との取引またはグループ企業間の取引であり、当事者間では私法上の取引形式を容易に操作できることがその原因にあると指摘する。続いて、そのような租税回避に有効に対処するため、1981年に貴族院が Ramsay 判決において形成した租税回避否認の法理 (Ramsay 原則) を取り上げ、その内容や形成の経緯を明らかにする。Ramsay 原則は、当事者が選択した私法上の法律関係を経済効果に従って課税上再構成するものであったため、当初から多くの批判があったが、判例の変遷を経て、Ramsay 原則が適用される場合を画する基準が明らかにされてきたと述べる。

第二章は、Ramsay 原則の適用基準が有効なものであるかどうかについて、その後の判例を検討する。論文は、近年の判例動向に一貫性を見いだすことがやや困難であるとしながらも、Ramsay 原則の適用について、現在の裁判所は慎重な態度をとる傾向にあることを指摘し、法実質主義の枠をできるだけ壊さずに現代的な租税回避行為に有効に対処しようとしているイギリス判例の動向を浮き彫りにしようとする。論文は、たとえば欠損金を抱えた法人の取得や、有限責任借入 (non-recourse loan) を利用した映画フィルムへの投資による損失の創出、循環取引 (自動解消取引) を利用した年金控除制度の濫用といった租税回避行為を取り上げ、特に仮装行為との区分に注目しながら、Ramsay 原則の適用を検討する。最後に

論文は、イギリス裁判所の Ramsay 原則の適用に対する慎重な態度や伝統的な法実質主義への回帰傾向を指摘し、日本においてたとえかつてのイギリスのような程度の著しい租税回避が横行するようになったとしても、不明確な経済的実質主義に基づく課税を認めるべきではないと結論付ける。

第三章から第五章は、本論文の第二の部分であり、租税回避に関する各論的部分と位置づけられる。ここでは、法人企業取引、特に法人分割、配当、資本再構成という三つの局面において、ベイル・アウト (bail-out) 行為、すなわち、株主段階での正規の配当所得課税を受けずに、法人利益を株主に移転させる行為が取り上げられる。ベイル・アウト行為は、法人株主間取引として実行される租税回避行為の典型であり、これをどのように防止すべきかという観点から、論文は、アメリカにおけるベイル・アウト行為に関する諸判決と、判決を受けて立法されたベイル・アウト行為否認のための種々の制定法規定を検討した上で、日本の法人分割およびみなし配当の領域において、立法によるこの問題の解決を模索する。

第三章は、法人分割を利用したベイル・アウト行為による租税回避を議論する。論文はまず、非課税 (課税繰延べ) による法人分割制度を利用したベイル・アウト行為が問題となった Gregory 判決と、同判決が示した事業目的の原理を取り上げる。Gregory 判決は、アメリカにおける一般の否認法理と理解されているが、論文はその射程を法人分割の領域に限定して分析し、判例法上、法人分割に要求される事業目的とは何かについて議論する。続いて、ベイル・アウト防止を目的として Gregory 判決の後に整備された法人分割の諸規定を考察の対象とし、特に内国歳入法典355条の定めるいわゆる仕掛要件や積極的事業要件について検討を加える。そこでは、規定が複雑であるという問題があるものの、課税の中立性を前提としながら、予想される租税回避に有効に対処しているという評価が下される。さらに論文は、日本が将来、法人分割に関する規定を作成する場合を想定し、現行法が抱える問題を指摘すると同時に、近年の法人分割税制に関する論議を下敷きとして、立法論を展開する。それは、企業形態に対する課税の中立性の観点から非課税による法人分割を認めながら、これを利用した租税回避を否認するための規定のあり方を探る議論である。

第四章は、株式配当との関係でベイル・アウト行為の問題を取り上げる。論文はまず、日本のみなし配当課税の論拠として、未実現のキャピタル・ゲイン課税論、所得種類の転換対処論、現物配当課税論、二重課税排除論があるとし、それぞれについて検討を加えた後、前二者は論拠となりうるが、みなし配当課税が絶対に必要であるとはいえないと論じる。次に論文は、みなし配当の規定を持たないアメリカにおいて、制定法がどのように株式配当や株式償還を用いたベイル・アウト行為に対処しているかを検討する。特に、優先株の株式配当を利用したベイル・アウト行為 (優先株ベイル・アウト) の問題に対処した Chamberlin 判決と、これを契機として制定された内国歳入法典306条について検討を加える。そして、こうしたアメリカ法の検討から、日本においても、所得税法25条2項のみなし配当課税を廃止することは不可能ではないとして数種類の立法モデルを提示し、これらを具体的に比較検討する。

第五章は、法人組織変更の一形態である資本再構成 (recapitalization) とベイル・アウト行為との関係について検討する。論文はまず、法人株主間または法人債権者間で行われる、株式と株式との交換または株式と社債との交換が、一定の要件の下で内国歳入法典368条(a)(1)(E)にいう組織変更 (E型組織変更) として非課税の取扱いを受けることを説明した後、第一に、株式と株式の交換に対する非課税を利用した優先株ベイル・アウトを取り上げ、これが内国歳入法典306条等によってどのように阻止されるかを検討する。第二に、株式から社債への交換に対する非課税を利用した証券ベイル・アウトを取り上げ、これに対して事業目的の原理を適用した Bazley 判決を契機として、防止規定が整備されたことを明らかにする。そして、どちらの場合にも、潜在的に配当課税を受ける状況をキャピタル・ゲイン課税を受ける状況に変換することを阻止するポリシーがあるとする。論文はさらに、社債から株式への交換、および、社債と社債との交換についてもテクニカルな検討を加え、発行割引額や債務免除益に対する課税の問題があることを指摘する。論文は最後に、こうした考察に基づいて日本の規定を検討し、簡素であるという長所を持つ反面、不明確な税制が法人組織の再編を困難にしている可能性があることを指摘する。

論文全体の結論として、「おわりに」の部分では、法実質主義の立場に立ちながら、迅速な立法による租税回避への対処が必要であると説き、同時に、そうした立法が正当な企業活動に対する中立性を損なってはならないと主張する。そして、中立性の内容について、さらに深い議論が必要であるとする。

論文審査の結果の要旨

本論文は、イギリスの裁判例における租税回避否認原則とアメリカの制定法による租税回避否認を題材として、法人企業の租税回避行為に対する規制のあり方を論じたものである。本論文の主張は、租税回避行為は立法によって対処すべきであること（租税法律主義）と、その際にも企業活動への干渉を可能な限り避けるべきこと（課税の中立性）にある。こうした考え方自体は伝統的に論じられてきたものであるが、本論文は、それを複雑で技巧的な取引構造を持つ現代型租税回避行為に対して主張しようと試みた点で、まず評価できる。

そのため、本論文は第一に、イギリスにおける一般的否認法理である Ramsay 原則の適用が、現代型租税回避行為に対しても制約されていることを論証しようとする。すなわち論文は、Ramsay 原則とは、あらかじめ準備された複数段階取引の存在と、それへの税負担軽減のみを目的とした取引段階の挿入を要件として、この挿入取引を否認するものであるとの貴族院判決意見に表れた公式化を取り上げ、これを基軸として、その後の現代型租税回避の否認事案を分析する。このように一つの公式の適用のあり方として複雑な取引構造に対する否認を緻密に分析した点は、日本にはこれまでなかったものとして積極的に評価できる。また、さらに興味深いのは、この分析が、90年代以降特にアメリカでの金融派生商品課税を発端として、近年は日本でも議論されるようになった取引の把握単位の問題、すなわち、統合アプローチと分割アプローチの対立の問題につながるものを、示唆していることである。

本論文は第二に、法人企業に関わる租税回避として重要なベイル・アウト行為の阻止という観点から、法人分割税制およびみなし配当課税を論じている。ここでは、先行業績が十分に追い切れていなかったアメリカ法人組織税法の高度に技術的な側面とその根幹にある租税政策論をよく理解し、これを応用して、所得税法25条2項みなし配当課税の廃止の可能性を、具体的な代替案を示しながら検討している。みなし配当課税は、法人分割や株式消却、利益の資本組入等の障害となるので、本論文が重視する中立性の観点から反対論も強く、従来から厳しい対立が続いてきた。本論文が損失控除等の問題点を指摘し、2項みなし配当を一部譲渡所得に振り替える案を出した点は、新たな解決策の模索として評価することができる。ただ、その論理展開を突き詰めると、包括的所得概念を前提としつつ中立性論に譲歩しているとも理解され、また源泉徴収制度が執行上果たしてきた役割を必ずしも十分考慮していない点には、やや問題が残る。しかし、利益による株式消却や法人分割に見られるように、みなし配当課税がもはや貫徹できないとすると、むしろ本論文のような方法を採用した上で、アメリカ流のベイル・アウト防止規定を導入する方が有効であるといえよう。さらに、最後に取り上げられた資本再構成に関しても、本論文が述べるようにアメリカではE型組織変更における優先株ベイル・アウトや証券ベイル・アウトが問題とされてきたが、日本の立法府や課税庁は、日本における類似取引をまだ租税回避として意識していないと思われる。本論文がこの点を指摘し、ベイル・アウト防止規定による対処を主張したことには、アメリカ法の理解を生かした先見性が認められ、高く評価することができる。

以上により、本論文は、博士（法学）の学位を与えるにふさわしいものと認める。なお、平成12年4月27日に調査委員3名が論文内容とそれに関連した試問を行った結果、合格と認めた。